

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 16
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 望月 雅博
【住所又は本店所在地】 東京都中央区
【報告義務発生日】 2026年4月17日
【提出日】 2026年7月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 株券等の保有割合が1%以上増加したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ビーロット
証券コード	3452
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	望月 雅博
住所又は本店所在地	東京都中央区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ビーロット
勤務先住所	東京都港区新橋1丁目11番7号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ビーロット 津田 和泉
電話番号	(03)6891-2525

(2)【保有目的】

発行者の役員として経営に参加するため、また経営の安定化を図るため保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	529,400	1,745,400	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 529,400	P 1,745,400	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,274,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年4月17日現在)	V	20,032,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.36
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		10.39

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年4月17日	普通株式	50,000	0.25	市場外	取得	1460(譲渡制限付 株式報酬による取 得)
2026年4月17日	普通株式	20,000	0.10	市場外	取得	1460(譲渡制限付 株式報酬による取 得)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成30年3月27日付の管理有価証券信託契約に基づき、73,000株を株式会社S M B C信託銀行に信託しております。(委託者兼受益者:望月雅博、受託者:株式会社S M B C信託銀行)。同契約の追加として平成30年5月16日付の信託元本一部追加依頼書に基づき、999,900株を株式会社S M B C信託銀行に信託していましたが、令和6年10月21日付で、差し入れの一部200,400株の解除を行いました。当該契約上、信託財産に属する株券に係る議決権は、委託者の指図により受託者が行使するものです。

令和1年5月14日に取得した11,400株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和1年5月14日から2049年5月13日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和3年4月23日に取得した19,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和3年4月23日から2051年4月22日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和6年4月19日に取得した25,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和6年4月19日から2054年4月18日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和7年4月25日に取得した100,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和7年4月25日から2055年4月24日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和7年4月25日に取得した20,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和7年4月25日から2028年4月24日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和8年4月17日に取得した50,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和8年4月17日から2056年4月16日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和8年4月17日に取得した20,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和8年4月17日から2029年4月16日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	70,091
借入金額計(X)(千円)	75,000
その他金額計(Y)(千円)	

上記(Y)の内訳	<p>平成26年8月20日株式分割により普通株式68,770株取得。</p> <p>平成27年4月16日株式分割により普通株式411,000株取得、新株予約権証券27,000株取得。</p> <p>平成27年7月15日普通株式80,000株を処分。</p> <p>平成27年8月10日新株予約権行使により新株予約権証券27,000株を処分。</p> <p>平成29年9月4日普通株式10,000株を処分。</p> <p>平成29年12月14日普通株式10,000株を処分。</p> <p>平成30年1月17日株式分割により普通株式557,000株取得、新株予約権証券8,000株取得。</p> <p>平成30年1月24日普通株式41,000株を処分。</p> <p>令和1年5月14日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式11,400株取得。</p> <p>令和2年4月1日株式分割により普通株式1,100,400株取得、新株予約権証券21,000株取得。</p> <p>令和2年6月18日から令和2年9月25日までの間売却により、200,000株を処分。</p> <p>令和3年4月1日新株予約権証券15,000株を取得。</p> <p>令和3年4月23日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式19,000株を取得。</p> <p>令和6年4月19日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式25,000株を取得。</p> <p>令和7年4月25日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式120,000株を取得。</p> <p>令和8年4月17日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式70,000株を取得。</p>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	145,091

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
城北信用金庫中央支店	その他の金融機関	鈴木浩幸	東京都中央区築地3丁目16番11号	2	75,000

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	望月 文恵
住所又は本店所在地	東京都中央区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ビーロット
勤務先住所	東京都港区新橋1丁目11番7号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ビーロット 津田 和泉
電話番号	(03)6891-2525

(2) 【保有目的】

発行者の役員の配偶者として、経営の安定化を図るため保有しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	327,200	200,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 327,200	P 200,000	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	527,200
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年4月17日現在）	V	20,032,400
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		2.63
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		2.07

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年4月17日	普通株式	50,000	0.25	市場外	取得	1460（譲渡制限付株式報酬による取得）
2026年4月17日	普通株式	20,000	0.10	市場外	取得	1460（譲渡制限付株式報酬による取得）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成30年6月27日付の管理有価証券信託契約に基づき、100,000株を株式会社S M B C信託銀行に信託しております。(委託者兼受益者:望月文恵、受託者:株式会社S M B C信託銀行)。当該契約上、信託財産に属する株券に係る議決権は、委託者の指図により受託者が行使するものです。

令和1年5月14日に取得した6,100株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和1年5月14日から2049年5月13日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和3年4月23日に取得した15,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和3年4月23日から2051年4月22日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和6年4月19日に取得した12,500株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和6年4月19日から2054年4月18日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和7年4月25日に取得した30,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和7年4月25日から2055年4月24日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和7年4月25日に取得した13,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和7年4月25日から2028年4月24日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和8年4月17日に取得した50,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和8年4月17日から2056年4月16日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和8年4月17日に取得した20,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和8年4月17日から2029年4月16日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	36,041
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	

<p>上記(Y)の内訳</p>	<p>平成26年8月20日株式分割により普通株式29,900株取得。 平成27年4月16日株式分割により普通株式60,000株取得、新株予約権証券6,000株取得。 平成27年7月15日普通株式20,000株を処分。 平成27年8月10日新株予約権行使により新株予約権証券6,000株を処分。 平成30年1月17日株式分割により普通株式79,000株取得、新株予約権証券5,000株取得。 令和1年5月14日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式6,100株取得。 令和2年4月1日株式分割により普通株式174,100株取得、新株予約権証券11,000株取得。 令和3年4月1日新株予約権証券13,500株を取得。 令和3年4月23日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式15,000株を取得。 令和6年4月19日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式12,500株を取得。 令和7年4月25日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式43,000株を取得。 令和8年4月17日譲渡制限付株式報酬制度により普通株式70,000株を取得。</p>
<p>取得資金合計(千円)(W+X+Y)</p>	<p>36,041</p>

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 望月 雅博
- (2) 望月 文恵

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	856,600	1,945,400	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	856,600	P 1,945,400 Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,802,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年4月17日現在)	V	20,032,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		13.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		12.45

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
望月 雅博	2,274,800	11.36
望月 文恵	527,200	2.63
合計	2,802,000	13.99